

新		旧																													
ページ	内容	内容																													
本編	○資料の時点修正																														
1-4-4	<p>■福津市が風水害により被害を受ける可能性のある箇所</p> <p>資料：福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ 災害危険箇所一覧）(R7.4)</p>	<p>■福津市が風水害により被害を受ける可能性のある箇所</p> <p>資料：福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ 災害危険箇所一覧）(R4.12)</p>																													
2-1-1	<p>○「防災安全課」を「危機管理課」に変更</p> <p>○「市民共働部」を「市民生活部」に変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災組織の整備</td> <td>危機管理課、宗像地区消防本部、消防団</td> </tr> <tr> <td>第2 自主防災活動の推進</td> <td>危機管理課、宗像地区消防本部、消防団</td> </tr> <tr> <td>第3 災害ボランティア活動の支援体制の整備</td> <td>危機管理課、市民生活部、社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>第4 防災知識の普及</td> <td>危機管理課、教育部、宗像地区消防本部</td> </tr> <tr> <td>第5 防災訓練</td> <td>危機管理課、宗像地区消防本部、消防団</td> </tr> <tr> <td>第6 調査・連携</td> <td>関係各部、宗像地区消防本部</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 防災組織の整備	危機管理課、宗像地区消防本部、消防団	第2 自主防災活動の推進	危機管理課、宗像地区消防本部、消防団	第3 災害ボランティア活動の支援体制の整備	危機管理課、市民生活部、社会福祉協議会	第4 防災知識の普及	危機管理課、教育部、宗像地区消防本部	第5 防災訓練	危機管理課、宗像地区消防本部、消防団	第6 調査・連携	関係各部、宗像地区消防本部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災組織の整備</td> <td>防災安全課、宗像地区消防本部、消防団</td> </tr> <tr> <td>第2 自主防災活動の推進</td> <td>防災安全課、宗像地区消防本部、消防団</td> </tr> <tr> <td>第3 災害ボランティア活動の支援体制の整備</td> <td>防災安全課、市民共働部、社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>第4 防災知識の普及</td> <td>防災安全課、教育部、宗像地区消防本部</td> </tr> <tr> <td>第5 防災訓練</td> <td>防災安全課、宗像地区消防本部、消防団</td> </tr> <tr> <td>第6 調査・連携</td> <td>関係各部、宗像地区消防本部</td> </tr> </tbody> </table>		項目	担当	第1 防災組織の整備	防災安全課、宗像地区消防本部、消防団	第2 自主防災活動の推進	防災安全課、宗像地区消防本部、消防団	第3 災害ボランティア活動の支援体制の整備	防災安全課、市民共働部、社会福祉協議会	第4 防災知識の普及	防災安全課、教育部、宗像地区消防本部	第5 防災訓練	防災安全課、宗像地区消防本部、消防団	第6 調査・連携	関係各部、宗像地区消防本部
項目	担当																														
第1 防災組織の整備	危機管理課、宗像地区消防本部、消防団																														
第2 自主防災活動の推進	危機管理課、宗像地区消防本部、消防団																														
第3 災害ボランティア活動の支援体制の整備	危機管理課、市民生活部、社会福祉協議会																														
第4 防災知識の普及	危機管理課、教育部、宗像地区消防本部																														
第5 防災訓練	危機管理課、宗像地区消防本部、消防団																														
第6 調査・連携	関係各部、宗像地区消防本部																														
項目	担当																														
第1 防災組織の整備	防災安全課、宗像地区消防本部、消防団																														
第2 自主防災活動の推進	防災安全課、宗像地区消防本部、消防団																														
第3 災害ボランティア活動の支援体制の整備	防災安全課、市民共働部、社会福祉協議会																														
第4 防災知識の普及	防災安全課、教育部、宗像地区消防本部																														
第5 防災訓練	防災安全課、宗像地区消防本部、消防団																														
第6 調査・連携	関係各部、宗像地区消防本部																														
2-1-1	○「防災安全課」を「危機管理課」に変更																														
2-3-30	○「市民共働部」を「市民生活部」に変更																														
2-1-7	そのため、市民生活部は、危機管理課と市社会福祉協議会等の関係団体と連携し、～	そのため、市民共働部は、防災安全課と市社会福祉協議会等の関係団体と連携し、～																													
2-1-8	<p>■災害ボランティアの環境整備</p> <table border="1"> <tr> <td>市（市民生活部） 市社会福祉協議会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援 ○ 災害ボランティアの受入に関する実施計画 ○ 災害ボランティアの受入体制の整備等（災害ボランティア本部（現地受入窓口）や連絡体制） </td> </tr> </table> <p>※表から該当箇所を抜粋</p> <p>■災害ボランティアリーダー等の育成・支援活動</p> <table border="1"> <tr> <td>市（市民生活部）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティアに関する知識の普及・啓発 ○ 災害ボランティアリーダー等の育成・支援 ○ 災害ボランティアの育成・支援及び把握 ○ ボランティア保険の普及・啓発 </td> </tr> </table> <p>※表から該当箇所を抜粋</p>	市（市民生活部） 市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援 ○ 災害ボランティアの受入に関する実施計画 ○ 災害ボランティアの受入体制の整備等（災害ボランティア本部（現地受入窓口）や連絡体制） 	市（市民生活部）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティアに関する知識の普及・啓発 ○ 災害ボランティアリーダー等の育成・支援 ○ 災害ボランティアの育成・支援及び把握 ○ ボランティア保険の普及・啓発 	<p>■災害ボランティアの環境整備</p> <table border="1"> <tr> <td>市（市民共働部） 市社会福祉協議会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援 ○ 災害ボランティアの受入に関する実施計画 ○ 災害ボランティアの受入体制の整備等（災害ボランティア本部（現地受入窓口）や連絡体制） </td> </tr> </table> <p>※表から該当箇所を抜粋</p> <p>■災害ボランティアリーダー等の育成・支援活動</p> <table border="1"> <tr> <td>市（市民共働部）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティアに関する知識の普及・啓発 ○ 災害ボランティアリーダー等の育成・支援 ○ 災害ボランティアの育成・支援及び把握 ○ ボランティア保険の普及・啓発 </td> </tr> </table> <p>※表から該当箇所を抜粋</p>		市（市民共働部） 市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援 ○ 災害ボランティアの受入に関する実施計画 ○ 災害ボランティアの受入体制の整備等（災害ボランティア本部（現地受入窓口）や連絡体制） 	市（市民共働部）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティアに関する知識の普及・啓発 ○ 災害ボランティアリーダー等の育成・支援 ○ 災害ボランティアの育成・支援及び把握 ○ ボランティア保険の普及・啓発 																				
市（市民生活部） 市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援 ○ 災害ボランティアの受入に関する実施計画 ○ 災害ボランティアの受入体制の整備等（災害ボランティア本部（現地受入窓口）や連絡体制） 																														
市（市民生活部）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティアに関する知識の普及・啓発 ○ 災害ボランティアリーダー等の育成・支援 ○ 災害ボランティアの育成・支援及び把握 ○ ボランティア保険の普及・啓発 																														
市（市民共働部） 市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援 ○ 災害ボランティアの受入に関する実施計画 ○ 災害ボランティアの受入体制の整備等（災害ボランティア本部（現地受入窓口）や連絡体制） 																														
市（市民共働部）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティアに関する知識の普及・啓発 ○ 災害ボランティアリーダー等の育成・支援 ○ 災害ボランティアの育成・支援及び把握 ○ ボランティア保険の普及・啓発 																														

2-2-25	<p>○「市民共働部」を「経済産業部」に変更</p> <p>8 大量拾得物の処理</p> <p>経済産業部は、津波により広範囲が被災し、大量の拾得物が発生した場合には、警察の拾得物処理業務に必要な保管場所の確保について、警察と協議し、協力する。</p>	<p>8 大量拾得物の処理</p> <p>市民共働部は、津波により広範囲が被災し、大量の拾得物が発生した場合には、警察の拾得物処理業務に必要な保管場所の確保について、警察と協議し、協力する。</p>																
2-3-1	<p>○「市民共働部」を「経済産業部」に変更</p> <table border="1" data-bbox="261 451 1389 535"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第14 防疫・清掃体制の整備</td> <td>健康福祉部、こども家庭部、<u>経済産業部</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※表から該当箇所を抜粋</p>	項目	担当	第14 防疫・清掃体制の整備	健康福祉部、こども家庭部、 <u>経済産業部</u>	<table border="1" data-bbox="1552 451 2680 535"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第14 防疫・清掃体制の整備</td> <td>健康福祉部、こども家庭部、<u>市民共働部</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※表から該当箇所を抜粋</p>	項目	担当	第14 防疫・清掃体制の整備	健康福祉部、こども家庭部、 <u>市民共働部</u>								
項目	担当																	
第14 防疫・清掃体制の整備	健康福祉部、こども家庭部、 <u>経済産業部</u>																	
項目	担当																	
第14 防疫・清掃体制の整備	健康福祉部、こども家庭部、 <u>市民共働部</u>																	
2-3-34	<p>1 防疫体制の整備</p> <p>健康福祉部、こども家庭部、<u>経済産業部</u>及び市民生活部は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所と連携し、～</p> <p>2 し尿、ごみ、災害廃棄物の処理体制の整備</p> <p>経済産業部は、災害が発生した場合に、災害廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するため、大規模な地震、洪水を想定した災害廃棄物処理計画を作成する。</p>	<p>1 防疫体制の整備</p> <p>健康福祉部、こども家庭部、<u>市民共働部</u>及び市民生活部は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所と連携し、</p> <p>2 し尿、ごみ、災害廃棄物の処理体制の整備</p> <p><u>市民共働部</u>は、災害が発生した場合に、災害廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するため、大規模な地震、洪水を想定した災害廃棄物処理計画を作成する。</p>																
3-1-1 ～ 3-1-11	<p>○「防災安全課」を「危機管理課」に変更</p>																	
3-1-1	<p>○「総務部長」を「総務部人事・危機管理担当部長」に変更</p> <p>■配備基準【風水害】</p> <table border="1" data-bbox="261 1207 1389 1438"> <thead> <tr> <th>配備</th> <th>配備基準</th> <th>活動内容</th> <th>配備要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒配備 (警戒本部)</td> <td>○ 福津市に、大雨、洪水、暴風、高潮等の警報が発表され、被害の発生が予想される場合 ○ <u>その他総務部人事・危機管理担当部長</u>が必要と認めるとき</td> <td>・ 気象情報等の収集伝達、警戒 ・ 連絡調整 ・ 河川氾濫注意水位の対応</td> <td>警戒本部全員 <u>危機管理課</u> ※課室局長は必要に応じ 配備担当職員を招集 ※消防団</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表から該当箇所を抜粋</p>	配備	配備基準	活動内容	配備要員	警戒配備 (警戒本部)	○ 福津市に、大雨、洪水、暴風、高潮等の警報が発表され、被害の発生が予想される場合 ○ <u>その他総務部人事・危機管理担当部長</u> が必要と認めるとき	・ 気象情報等の収集伝達、警戒 ・ 連絡調整 ・ 河川氾濫注意水位の対応	警戒本部全員 <u>危機管理課</u> ※課室局長は必要に応じ 配備担当職員を招集 ※消防団	<p>■配備基準【風水害】</p> <table border="1" data-bbox="1552 1207 2680 1438"> <thead> <tr> <th>配備</th> <th>配備基準</th> <th>活動内容</th> <th>配備要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒配備 (警戒本部)</td> <td>○ 福津市に、大雨、洪水、暴風、高潮等の警報が発表され、被害の発生が予想される場合 ○ <u>その他総務部長</u>が必要と認めるとき</td> <td>・ 気象情報等の収集伝達、警戒 ・ 連絡調整 ・ 河川氾濫注意水位の対応</td> <td>警戒本部全員 <u>防災安全課</u> ※課室局長は必要に応じ 配備担当職員を招集 ※消防団</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表から該当箇所を抜粋</p>	配備	配備基準	活動内容	配備要員	警戒配備 (警戒本部)	○ 福津市に、大雨、洪水、暴風、高潮等の警報が発表され、被害の発生が予想される場合 ○ <u>その他総務部長</u> が必要と認めるとき	・ 気象情報等の収集伝達、警戒 ・ 連絡調整 ・ 河川氾濫注意水位の対応	警戒本部全員 <u>防災安全課</u> ※課室局長は必要に応じ 配備担当職員を招集 ※消防団
配備	配備基準	活動内容	配備要員															
警戒配備 (警戒本部)	○ 福津市に、大雨、洪水、暴風、高潮等の警報が発表され、被害の発生が予想される場合 ○ <u>その他総務部人事・危機管理担当部長</u> が必要と認めるとき	・ 気象情報等の収集伝達、警戒 ・ 連絡調整 ・ 河川氾濫注意水位の対応	警戒本部全員 <u>危機管理課</u> ※課室局長は必要に応じ 配備担当職員を招集 ※消防団															
配備	配備基準	活動内容	配備要員															
警戒配備 (警戒本部)	○ 福津市に、大雨、洪水、暴風、高潮等の警報が発表され、被害の発生が予想される場合 ○ <u>その他総務部長</u> が必要と認めるとき	・ 気象情報等の収集伝達、警戒 ・ 連絡調整 ・ 河川氾濫注意水位の対応	警戒本部全員 <u>防災安全課</u> ※課室局長は必要に応じ 配備担当職員を招集 ※消防団															

<p>3-1-2</p>	<p>■動員指令の系統</p> <pre> graph TD A[気象情報等] --> B[総務部人事・危機管理担当部長 (危機管理課長)] B <--> 連絡 C[市長] B <--> 指示 D[市副教] B <--> 指示 E[市育] B <--> 指示 F[消防団長] B --> G[各班長 (各部長等)] G --> H[各課室局長等] H --> I[各係長] I --> J[係員] F --> K[消防団副団長] K --> L[各分団] </pre>	<p>■動員指令の系統</p> <pre> graph TD A[気象情報等] --> B[総務部長 (防災安全課長)] B <--> 連絡 C[市長] B <--> 指示 D[市副教] B <--> 指示 E[市育] B <--> 指示 F[消防団長] B --> G[各班長 (各部長等)] G --> H[各課室局長等] H --> I[各係長] I --> J[係員] F --> K[消防団副団長] K --> L[各分団] </pre>
<p>3-1-3</p>	<p>■参集報告の系統</p> <pre> graph LR A[各課室局長等 ○ 職員の参集状況の調査] -- 報告 --> B[各班長(部長等) ○ 参集状況のとりまとめ] B -- 報告 --> C[総務部人事・危機管理担当部長 ○ 参集状況のとりまとめ] C -- 報告 --> D[本部長(市長)] </pre>	<p>■参集報告の系統</p> <pre> graph LR A[各課室局長等 ○ 職員の参集状況の調査] -- 報告 --> B[各班長(部長等) ○ 参集状況のとりまとめ] B -- 報告 --> C[総務部長 ○ 参集状況のとりまとめ] C -- 報告 --> D[本部長(市長)] </pre>
<p>3-1-5</p>	<p>1 災害警戒本部の設置</p> <p>総務部人事・危機管理担当部長は、次の基準に基づき必要があると認めるときは、災害警戒本部を設置し、風水害警戒配備体制として各対策班の担当職員を配備する。</p> <p>■災害警戒本部の設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福津市に、大雨、洪水、暴風、高潮等の警報が発表され、被害の発生が予想される場合 ○ 台風の進路にあり被害が予想される場合で、<u>総務部人事・危機管理担当部長</u>が必要と認めるとき ○ その他<u>総務部人事・危機管理担当部長</u>が必要と認めるとき <p>2 設置、指揮の権限</p> <p>総務部人事・危機管理担当部長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、やむを得ない事情があるときは、代行順位に基づきこれを行う。</p> <p>4 災害警戒本部の廃止等</p> <p>総務部人事・危機管理担当部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。</p>	<p>1 災害警戒本部の設置</p> <p>総務部長は、次の基準に基づき必要があると認めるときは、災害警戒本部を設置し、風水害警戒配備体制として各対策班の担当職員を配備する。</p> <p>■災害警戒本部の設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福津市に、大雨、洪水、暴風、高潮等の警報が発表され、被害の発生が予想される場合 ○ 台風の進路にあり被害が予想される場合で、<u>総務部長</u>が必要と認めるとき ○ その他<u>総務部長</u>が必要と認めるとき <p>2 設置、指揮の権限</p> <p>総務部長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、やむを得ない事情があるときは、代行順位に基づきこれを行う。</p> <p>4 災害警戒本部の廃止等</p> <p>総務部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。</p>

<p>3-1-7</p>	<p>○通知方法の追加</p> <p>4 災害対策本部の設置及び廃止の通知等</p> <p>総務班は、災害対策本部を設置または廃止したときは、郷づくり推進協議会や自治会、職員及び下記の防災関係機関に通知する。</p> <p>通知方法は、市緊急情報伝達システム（エリアメール・緊急速報メール等）、防災行政無線、福岡県防災・行政情報通信ネットワーク等を活用する。<u>なお、郷づくり推進協議会には市民班が通知し、自治会には防災行政情報メール配信サービスで通知する。</u></p> <p>関係機関には、福岡県防災・行政情報通信ネットワーク、電話、ファックスにより通知するとともに、必要に応じて連絡員の派遣を要請する。</p>	<p>4 災害対策本部の設置及び廃止の通知等</p> <p>総務班は、災害対策本部を設置または廃止したときは、郷づくり推進協議会や自治会、職員及び下記の防災関係機関に通知する。</p> <p>通知方法は、市緊急情報伝達システム（エリアメール・緊急速報メール等）、防災行政無線、福岡県防災・行政情報通信ネットワーク等を活用する。</p> <p>関係機関には、福岡県防災・行政情報通信ネットワーク、電話、ファックスにより通知するとともに、必要に応じて連絡員の派遣を要請する。</p>												
<p>3-1-8</p>	<p>○「総務部長」を「総務部人事・危機管理担当部長」に変更</p> <p>■代行順位</p> <table border="1" data-bbox="261 720 1391 766"> <tr> <td>第1順位</td> <td>副市長</td> <td>第2順位</td> <td>総務部人事・危機管理担当部長</td> <td>第3順位</td> <td>都市整備部長</td> </tr> </table>	第1順位	副市長	第2順位	総務部人事・危機管理担当部長	第3順位	都市整備部長	<p>■代行順位</p> <table border="1" data-bbox="1549 720 2680 766"> <tr> <td>第1順位</td> <td>副市長</td> <td>第2順位</td> <td>総務部長</td> <td>第3順位</td> <td>都市整備部長</td> </tr> </table>	第1順位	副市長	第2順位	総務部長	第3順位	都市整備部長
第1順位	副市長	第2順位	総務部人事・危機管理担当部長	第3順位	都市整備部長									
第1順位	副市長	第2順位	総務部長	第3順位	都市整備部長									

3-1-9	○「福津市災害対策本部組織図」の変更 ■福津市災害対策本部組織図(令和8年度現在)	■福津市災害対策本部組織図(令和6年度現在)																																																																																																																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">福津市防災会議</th> <th style="text-align: center;">対策班名(班長)</th> <th style="text-align: center;">平常時部局</th> <th style="text-align: center;">平常時課室等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">本部長</td> <td style="width: 15%;">市長</td> <td rowspan="10" style="width: 25%;"> 総務班 (総務部長) (総務部人事・危機管理担当部長) (議会事務局長) (経営企画部長) </td> <td style="width: 15%;">総務部</td> <td style="width: 30%;"> 総務課 人事課 広報秘書課 管財課 危機管理課 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副本部長</td> <td>副市長</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">経営企画部</td> <td>経営戦略課 財政課 デジタル推進課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本部付</td> <td>教育長 消防団長</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">議会事務局</td> <td>議事課 会計課 監査事務局</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本部員[※]</td> <td> 総務部人事・危機管理担当部長(本部統括部長) 総務部長 議会事務局長 経営企画部長 市民生活部長 健康福祉部長 こども家庭部長 経済産業部長 都市整備部長 教育部長 宗像地区事務組合事務局長 危機管理課長 </td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">市民生活部</td> <td> 市民課 保健年金医療課 人権政策課 男女共同参画推進室 税務課 収納課 地域コミュニティ課 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本部連絡員[※]</td> <td>本部長が定めるもの</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">健康福祉部</td> <td> 福祉課 生活支援課 高齢者サービス課 いきいき健康課 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="vertical-align: middle;">こども家庭部</td> <td>こども課 子育て世代包括支援課</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">経済産業部</td> <td> 農林水産課 商工観光課 うみがめ課 農業委員会事務局 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">都市整備部</td> <td> 都市計画課 建設課 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">都市整備部</td> <td> 下水道課 総務課 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">教育部</td> <td> 学校教育課 教育総務課 郷育推進課 文化財課 新設小学校準備室 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>消防団</td> <td>消防団本部 消防団分団</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>消防班(消防団長)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※印は、災害対策警戒本部員</p>	福津市防災会議		対策班名(班長)	平常時部局	平常時課室等	本部長	市長	総務班 (総務部長) (総務部人事・危機管理担当部長) (議会事務局長) (経営企画部長)	総務部	総務課 人事課 広報秘書課 管財課 危機管理課	副本部長	副市長	経営企画部	経営戦略課 財政課 デジタル推進課	本部付	教育長 消防団長	議会事務局	議事課 会計課 監査事務局	本部員 [※]	総務部人事・危機管理担当部長(本部統括部長) 総務部長 議会事務局長 経営企画部長 市民生活部長 健康福祉部長 こども家庭部長 経済産業部長 都市整備部長 教育部長 宗像地区事務組合事務局長 危機管理課長	市民生活部	市民課 保健年金医療課 人権政策課 男女共同参画推進室 税務課 収納課 地域コミュニティ課	本部連絡員 [※]	本部長が定めるもの	健康福祉部	福祉課 生活支援課 高齢者サービス課 いきいき健康課			こども家庭部	こども課 子育て世代包括支援課			経済産業部	農林水産課 商工観光課 うみがめ課 農業委員会事務局			都市整備部	都市計画課 建設課			都市整備部	下水道課 総務課			教育部	学校教育課 教育総務課 郷育推進課 文化財課 新設小学校準備室			消防団	消防団本部 消防団分団			消防班(消防団長)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">福津市防災会議</th> <th style="text-align: center;">対策班名(班長)</th> <th style="text-align: center;">平常時部局</th> <th style="text-align: center;">平常時課室等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">本部長</td> <td style="width: 15%;">市長</td> <td rowspan="10" style="width: 25%;"> 総務班 (総務部長) (議会事務局長) (経営企画部長) </td> <td style="width: 15%;">総務部</td> <td style="width: 30%;"> 総務課 人事秘書課 管財課 防災安全課 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副本部長</td> <td>副市長</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">経営企画部</td> <td>経営戦略課 財政調整課 情報化推進課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本部付</td> <td>教育長 消防団長</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">議会事務局</td> <td>議事課 会計課 監査事務局</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本部員[※]</td> <td> 総務部長(本部統括部長) 議会事務局長 経営企画部長 市民生活部長 健康福祉部長 こども家庭部長 市民共働部長 経済産業部長 都市整備部長 教育部長 教育部理事(施設・校区担当) 宗像地区事務組合事務局長 防災安全課長 </td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">市民生活部</td> <td> 市民課 保健年金医療課 人権政策課 男女共同参画推進室 税務課 収納課 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本部連絡員[※]</td> <td>本部長が定めるもの</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">健康福祉部</td> <td> 福祉課 高齢者サービス課 いきいき健康課 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="vertical-align: middle;">こども家庭部</td> <td>こども課 子育て世代包括支援課</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">市民共働部</td> <td> 地域コミュニティ課 うみがめ課 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">経済産業部</td> <td> 農林水産課 観光振興課 商工振興課 農業委員会事務局 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">都市整備部</td> <td> 都市計画課 建設課 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">都市整備部</td> <td> 下水道課 総務課 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">教育部</td> <td> 学校教育課 教育総務課 郷育推進課 文化財課 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>消防団</td> <td>消防団本部 消防団分団</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>消防班(消防団長)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※印は、災害対策警戒本部員</p>	福津市防災会議		対策班名(班長)	平常時部局	平常時課室等	本部長	市長	総務班 (総務部長) (議会事務局長) (経営企画部長)	総務部	総務課 人事秘書課 管財課 防災安全課	副本部長	副市長	経営企画部	経営戦略課 財政調整課 情報化推進課	本部付	教育長 消防団長	議会事務局	議事課 会計課 監査事務局	本部員 [※]	総務部長(本部統括部長) 議会事務局長 経営企画部長 市民生活部長 健康福祉部長 こども家庭部長 市民共働部長 経済産業部長 都市整備部長 教育部長 教育部理事(施設・校区担当) 宗像地区事務組合事務局長 防災安全課長	市民生活部	市民課 保健年金医療課 人権政策課 男女共同参画推進室 税務課 収納課	本部連絡員 [※]	本部長が定めるもの	健康福祉部	福祉課 高齢者サービス課 いきいき健康課			こども家庭部	こども課 子育て世代包括支援課			市民共働部	地域コミュニティ課 うみがめ課			経済産業部	農林水産課 観光振興課 商工振興課 農業委員会事務局			都市整備部	都市計画課 建設課			都市整備部	下水道課 総務課			教育部	学校教育課 教育総務課 郷育推進課 文化財課			消防団	消防団本部 消防団分団			消防班(消防団長)	
福津市防災会議		対策班名(班長)	平常時部局	平常時課室等																																																																																																															
本部長	市長	総務班 (総務部長) (総務部人事・危機管理担当部長) (議会事務局長) (経営企画部長)	総務部	総務課 人事課 広報秘書課 管財課 危機管理課																																																																																																															
副本部長	副市長		経営企画部	経営戦略課 財政課 デジタル推進課																																																																																																															
本部付	教育長 消防団長			議会事務局	議事課 会計課 監査事務局																																																																																																														
本部員 [※]	総務部人事・危機管理担当部長(本部統括部長) 総務部長 議会事務局長 経営企画部長 市民生活部長 健康福祉部長 こども家庭部長 経済産業部長 都市整備部長 教育部長 宗像地区事務組合事務局長 危機管理課長		市民生活部		市民課 保健年金医療課 人権政策課 男女共同参画推進室 税務課 収納課 地域コミュニティ課																																																																																																														
本部連絡員 [※]	本部長が定めるもの			健康福祉部	福祉課 生活支援課 高齢者サービス課 いきいき健康課																																																																																																														
			こども家庭部		こども課 子育て世代包括支援課																																																																																																														
			経済産業部	農林水産課 商工観光課 うみがめ課 農業委員会事務局																																																																																																															
				都市整備部	都市計画課 建設課																																																																																																														
			都市整備部		下水道課 総務課																																																																																																														
				教育部	学校教育課 教育総務課 郷育推進課 文化財課 新設小学校準備室																																																																																																														
		消防団	消防団本部 消防団分団																																																																																																																
		消防班(消防団長)																																																																																																																	
福津市防災会議		対策班名(班長)	平常時部局	平常時課室等																																																																																																															
本部長	市長	総務班 (総務部長) (議会事務局長) (経営企画部長)	総務部	総務課 人事秘書課 管財課 防災安全課																																																																																																															
副本部長	副市長		経営企画部	経営戦略課 財政調整課 情報化推進課																																																																																																															
本部付	教育長 消防団長			議会事務局	議事課 会計課 監査事務局																																																																																																														
本部員 [※]	総務部長(本部統括部長) 議会事務局長 経営企画部長 市民生活部長 健康福祉部長 こども家庭部長 市民共働部長 経済産業部長 都市整備部長 教育部長 教育部理事(施設・校区担当) 宗像地区事務組合事務局長 防災安全課長		市民生活部		市民課 保健年金医療課 人権政策課 男女共同参画推進室 税務課 収納課																																																																																																														
本部連絡員 [※]	本部長が定めるもの			健康福祉部	福祉課 高齢者サービス課 いきいき健康課																																																																																																														
			こども家庭部		こども課 子育て世代包括支援課																																																																																																														
			市民共働部	地域コミュニティ課 うみがめ課																																																																																																															
				経済産業部	農林水産課 観光振興課 商工振興課 農業委員会事務局																																																																																																														
			都市整備部		都市計画課 建設課																																																																																																														
				都市整備部	下水道課 総務課																																																																																																														
		教育部	学校教育課 教育総務課 郷育推進課 文化財課																																																																																																																
			消防団	消防団本部 消防団分団																																																																																																															
		消防班(消防団長)																																																																																																																	

<p>3-1-11</p>	<p>○「福津市災害対策本部の分掌事務(班別)」の変更</p> <p>■福津市災害対策本部の分掌事務(班別) その1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策班</th> <th>所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総務班</td> <td>総務部 ・総務課 ・人事課 ・広報秘書課 ・管財課 ・危機管理課</td> </tr> <tr> <td>経営企画部 ・経営戦略課 ・財政課 ・デジタル推進課</td> </tr> <tr> <td>議会事務局 ・議事課 ・会計課 ・監査事務局</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表から該当箇所を抜粋</p>	対策班	所属	総務班	総務部 ・総務課 ・人事課 ・広報秘書課 ・管財課 ・危機管理課	経営企画部 ・経営戦略課 ・財政課 ・デジタル推進課	議会事務局 ・議事課 ・会計課 ・監査事務局	<p>■福津市災害対策本部の分掌事務(班別) その1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策班</th> <th>所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総務班</td> <td>総務部 ・総務課 ・人事秘書課 ・管財課 ・防災安全課</td> </tr> <tr> <td>経営企画部 ・経営戦略課 ・財政調整課 ・情報化推進課</td> </tr> <tr> <td>議会事務局 ・議事課 ・会計課 ・監査事務局</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表から該当箇所を抜粋</p>	対策班	所属	総務班	総務部 ・総務課 ・人事秘書課 ・管財課 ・防災安全課	経営企画部 ・経営戦略課 ・財政調整課 ・情報化推進課	議会事務局 ・議事課 ・会計課 ・監査事務局																																																																																																																																																																										
対策班	所属																																																																																																																																																																																							
総務班	総務部 ・総務課 ・人事課 ・広報秘書課 ・管財課 ・危機管理課																																																																																																																																																																																							
	経営企画部 ・経営戦略課 ・財政課 ・デジタル推進課																																																																																																																																																																																							
	議会事務局 ・議事課 ・会計課 ・監査事務局																																																																																																																																																																																							
対策班	所属																																																																																																																																																																																							
総務班	総務部 ・総務課 ・人事秘書課 ・管財課 ・防災安全課																																																																																																																																																																																							
	経営企画部 ・経営戦略課 ・財政調整課 ・情報化推進課																																																																																																																																																																																							
	議会事務局 ・議事課 ・会計課 ・監査事務局																																																																																																																																																																																							
<p>3-1-12</p>	<p>■福津市災害対策本部の分掌事務(班別) その2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対策班</th> <th rowspan="2">所属</th> <th colspan="3">時期区分</th> <th rowspan="2">分掌事務 ※以下に示す事項は主たる事務である。</th> </tr> <tr> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">市民班</td> <td rowspan="10">市民生活部 ・市民課 ・保険年金医療課 ・人権政策課 ・男女共同参画推進室 ・税務課 ・収納課 ・地域コミュニティ課</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>市民の安否確認と支援情報等の提供</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>食料、生活物資、資機材等の緊急輸送</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>物資集配拠点の設置</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>避難誘導</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>避難所の運営</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>炊き出しの実施、支援</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>物資の受入、仕分け等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>遺体の埋葬許可書の発行</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>租税の減免等の措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>ボランティアの活動支援</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">保健福祉班</td> <td rowspan="10">健康福祉部 ・福祉課 ・生活支援課 ・高齢者サービス課 ・いきいき健康課 こども家庭部 ・こども課 ・子育て世代包括支援課</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>救急活動</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>医療救護所の設置</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>県への医療救護の派遣要請、連絡調整</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>医療救護活動</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>後方医療機関の確保</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>医薬品、医療資機材等の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>被災者の健康と衛生状態の管理</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>職員の衛生管理</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>心のケア対策</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>避難誘導</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表から該当箇所を抜粋</p>	対策班	所属	時期区分			分掌事務 ※以下に示す事項は主たる事務である。	初動	応急	復旧	市民班	市民生活部 ・市民課 ・保険年金医療課 ・人権政策課 ・男女共同参画推進室 ・税務課 ・収納課 ・地域コミュニティ課	●			市民の安否確認と支援情報等の提供	●			食料、生活物資、資機材等の緊急輸送		●		物資集配拠点の設置	●			避難誘導		●		避難所の運営		●		炊き出しの実施、支援		●		物資の受入、仕分け等		●		遺体の埋葬許可書の発行			●	租税の減免等の措置		●		ボランティアの活動支援	保健福祉班	健康福祉部 ・福祉課 ・生活支援課 ・高齢者サービス課 ・いきいき健康課 こども家庭部 ・こども課 ・子育て世代包括支援課	●			救急活動	●			医療救護所の設置	●			県への医療救護の派遣要請、連絡調整	●			医療救護活動	●			後方医療機関の確保	●			医薬品、医療資機材等の確保		●		被災者の健康と衛生状態の管理		●		職員の衛生管理			●	心のケア対策	●			避難誘導	<p>■福津市災害対策本部の分掌事務(班別) その2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対策班</th> <th rowspan="2">所属</th> <th colspan="3">時期区分</th> <th rowspan="2">分掌事務 ※以下に示す事項は主たる事務である。</th> </tr> <tr> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">市民班</td> <td rowspan="10">市民生活部 ・市民課 ・保険年金医療課 ・人権政策課 ・男女共同参画推進室 ・税務課 ・収納課</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>市民の安否確認と支援情報等の提供</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>食料、生活物資、資機材等の緊急輸送</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>物資集配拠点の設置</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>避難誘導</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>避難所の運営</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>炊き出しの実施、支援</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>物資の受入、仕分け等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>遺体の埋葬許可書の発行</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>租税の減免等の措置</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">保健福祉班</td> <td rowspan="10">健康福祉部 ・福祉課 ・高齢者サービス課 ・いきいき健康課 こども家庭部 ・こども課 ・子育て世代包括支援課</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>救急活動</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>医療救護所の設置</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>県への医療救護の派遣要請、連絡調整</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>医療救護活動</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>後方医療機関の確保</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>医薬品、医療資機材等の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>被災者の健康と衛生状態の管理</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>職員の衛生管理</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>心のケア対策</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>避難誘導</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表から該当箇所を抜粋</p>	対策班	所属	時期区分			分掌事務 ※以下に示す事項は主たる事務である。	初動	応急	復旧	市民班	市民生活部 ・市民課 ・保険年金医療課 ・人権政策課 ・男女共同参画推進室 ・税務課 ・収納課	●			市民の安否確認と支援情報等の提供	●			食料、生活物資、資機材等の緊急輸送		●		物資集配拠点の設置	●			避難誘導		●		避難所の運営		●		炊き出しの実施、支援		●		物資の受入、仕分け等		●		遺体の埋葬許可書の発行			●	租税の減免等の措置	保健福祉班	健康福祉部 ・福祉課 ・高齢者サービス課 ・いきいき健康課 こども家庭部 ・こども課 ・子育て世代包括支援課	●			救急活動	●			医療救護所の設置	●			県への医療救護の派遣要請、連絡調整	●			医療救護活動	●			後方医療機関の確保	●			医薬品、医療資機材等の確保		●		被災者の健康と衛生状態の管理		●		職員の衛生管理			●	心のケア対策	●			避難誘導
対策班	所属			時期区分				分掌事務 ※以下に示す事項は主たる事務である。																																																																																																																																																																																
		初動	応急	復旧																																																																																																																																																																																				
市民班	市民生活部 ・市民課 ・保険年金医療課 ・人権政策課 ・男女共同参画推進室 ・税務課 ・収納課 ・地域コミュニティ課	●			市民の安否確認と支援情報等の提供																																																																																																																																																																																			
		●			食料、生活物資、資機材等の緊急輸送																																																																																																																																																																																			
			●		物資集配拠点の設置																																																																																																																																																																																			
		●			避難誘導																																																																																																																																																																																			
			●		避難所の運営																																																																																																																																																																																			
			●		炊き出しの実施、支援																																																																																																																																																																																			
			●		物資の受入、仕分け等																																																																																																																																																																																			
			●		遺体の埋葬許可書の発行																																																																																																																																																																																			
				●	租税の減免等の措置																																																																																																																																																																																			
			●		ボランティアの活動支援																																																																																																																																																																																			
保健福祉班	健康福祉部 ・福祉課 ・生活支援課 ・高齢者サービス課 ・いきいき健康課 こども家庭部 ・こども課 ・子育て世代包括支援課	●			救急活動																																																																																																																																																																																			
		●			医療救護所の設置																																																																																																																																																																																			
		●			県への医療救護の派遣要請、連絡調整																																																																																																																																																																																			
		●			医療救護活動																																																																																																																																																																																			
		●			後方医療機関の確保																																																																																																																																																																																			
		●			医薬品、医療資機材等の確保																																																																																																																																																																																			
			●		被災者の健康と衛生状態の管理																																																																																																																																																																																			
			●		職員の衛生管理																																																																																																																																																																																			
				●	心のケア対策																																																																																																																																																																																			
		●			避難誘導																																																																																																																																																																																			
対策班	所属	時期区分			分掌事務 ※以下に示す事項は主たる事務である。																																																																																																																																																																																			
		初動	応急	復旧																																																																																																																																																																																				
市民班	市民生活部 ・市民課 ・保険年金医療課 ・人権政策課 ・男女共同参画推進室 ・税務課 ・収納課	●			市民の安否確認と支援情報等の提供																																																																																																																																																																																			
		●			食料、生活物資、資機材等の緊急輸送																																																																																																																																																																																			
			●		物資集配拠点の設置																																																																																																																																																																																			
		●			避難誘導																																																																																																																																																																																			
			●		避難所の運営																																																																																																																																																																																			
			●		炊き出しの実施、支援																																																																																																																																																																																			
			●		物資の受入、仕分け等																																																																																																																																																																																			
			●		遺体の埋葬許可書の発行																																																																																																																																																																																			
				●	租税の減免等の措置																																																																																																																																																																																			
		保健福祉班	健康福祉部 ・福祉課 ・高齢者サービス課 ・いきいき健康課 こども家庭部 ・こども課 ・子育て世代包括支援課	●			救急活動																																																																																																																																																																																	
●					医療救護所の設置																																																																																																																																																																																			
●					県への医療救護の派遣要請、連絡調整																																																																																																																																																																																			
●					医療救護活動																																																																																																																																																																																			
●					後方医療機関の確保																																																																																																																																																																																			
●					医薬品、医療資機材等の確保																																																																																																																																																																																			
	●				被災者の健康と衛生状態の管理																																																																																																																																																																																			
	●				職員の衛生管理																																																																																																																																																																																			
				●	心のケア対策																																																																																																																																																																																			
●					避難誘導																																																																																																																																																																																			

3-1-13 ■福津市災害対策本部の分掌事務(班別) その3

対策班	所 属	時期区分			分 掌 事 務 ※以下に示す事項は主たる事務である。
		初 動	応 急	復 旧	
生活環境班	経済産業部 ・農林水産課 ・商工観光課 ・うみがめ課 ・農業委員会事務局	●			水害の警戒活動
		●			土砂災害の警戒活動
		●			本部長指示による被災地の現地調査
		●			津波災害の警戒活動
		●			要員の確保(公共職業安定所)
		●			交通情報の収集、道路規制
		●			道路交通の確保
		○			警戒区域の設定
		●			旅行者、滞在者の安全確保

※表から該当箇所を抜粋

3-1-14 ■福津市災害対策本部の分掌事務(班別) その4

対策班	所 属
文教班	教育部 ・教育総務課 ・学校教育課 ・郷育推進課 ・文化財課 ・新設小学校準備室

○新しい防災気象情報の注記を追加

3-2-3 ■主な気象情報・河川情報の項目と注意点

情報項目	情報の意味(更新間隔)	注意点
気象情報(気象庁)	特別警報・警報・注意報	福岡管区気象台は災害が起こるおそれがあると予想されるとき、警告・警戒注意を喚起するために発表する
	大雨特別警報・警報・注意報	大雨による地面現象(山崩れ・がけ崩れ等)や浸水による被害が予想される
	洪水警報・注意報	大雨、長雨、融雪などで河川が増水して堤防等が損傷を受け、浸水等の被害が発生することが予想される
	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に、数年に1回程度の激しい短時間の大雨を観測、又は解析したとき
(県と気象庁の共同)	土砂災害警戒情報	大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、発表する情報 ※令和8年5月下旬から、「レベル4土砂災害危険警報」に変更

※表から該当箇所を抜粋

■福津市災害対策本部の分掌事務(班別) その3

対策班	所 属	時期区分			分 掌 事 務 ※以下に示す事項は主たる事務である。
		初 動	応 急	復 旧	
生活環境班	市民共働部 ・地域コミュニティ課 ・うみがめ課 経済産業部 ・農林水産課 ・観光振興課 ・商工振興課 ・農業委員会事務局	●			水害の警戒活動
		●			土砂災害の警戒活動
		●			本部長指示による被災地の現地調査
		●			津波災害の警戒活動
		●			要員の確保(公共職業安定所)
			●		ボランティアの活動支援
		●			交通情報の収集、道路規制
		●			道路交通の確保
		○			警戒区域の設定
		●			旅行者、滞在者の安全確保

※表から該当箇所を抜粋

■福津市災害対策本部の分掌事務(班別) その4

対策班	所 属
文教班	教育部 ・教育総務課 ・学校教育課 ・郷育推進課 ・文化財課

■主な気象情報・河川情報の項目と注意点

情報項目	情報の意味(更新間隔)	注意点
気象情報(気象庁)	特別警報・警報・注意報	福岡管区気象台は災害が起こるおそれがあると予想されるとき、警告・警戒注意を喚起するために発表する
	大雨特別警報・警報・注意報	大雨による地面現象(山崩れ・がけ崩れ等)や浸水による被害が予想される
	洪水警報・注意報	大雨、長雨、融雪などで河川が増水して堤防等が損傷を受け、浸水等の被害が発生することが予想される
	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に、数年に1回程度の激しい短時間の大雨を観測、又は解析したとき
(県と気象庁の共同)	土砂災害警戒情報	大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、発表する情報

※表から該当箇所を抜粋

3-2-4

■警報・注意報等の定義及び種類

	定 義	種 類
注意報	気象現象によって災害が起こるおそれのあるときに、二次細分区域単位で発表し、注意を呼びかける。関係行政機関、都道府県や市町村へ伝達されるほか、市町村や報道機関を通じて地域住民へ伝達される。	大雨注意報※1、洪水注意報※2、大雪注意報、強風注意報、風雪注意報、波浪注意報、高潮注意報※3、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、なだれ注意報、着氷注意法、着雪注意報、融雪注意報、霜注意報、低温注意報
警報	気象現象によって重大な災害が起こるおそれのあるときに、二次細分区域単位で発表し、警戒を呼びかける。関係行政機関、都道府県や市町村へ伝達されるほか、市町村や報道機関を通じて地域住民へ伝達される。	大雨警報※4、洪水警報※5、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報、波浪警報、高潮警報※6
記録的短時間大雨情報※7	県内で大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）以上が出現し、かつ、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに発表する。 福岡県の発表基準は、1時間 110 ミリ以上を観測又は解析したときである。	

※表から該当箇所を抜粋

3-2-6

■警報の基準

<input type="radio"/> 消防法の規定により、県知事から火災気象通報を受けたとき <input type="radio"/> 気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき
--

- ※1 令和8年5月下旬から、「大雨注意報」は「レベル2土砂災害注意報」に変更
- ※2 令和8年5月下旬から、「洪水注意報」は「レベル2大雨注意報」に変更
- ※3 令和8年5月下旬から、「高潮注意報」は「レベル2高潮注意報」に変更
- ※4 令和8年5月下旬から、「大雨警報」は「レベル3土砂災害警報」に変更
- ※5 令和8年5月下旬から、「洪水警報」は「レベル3大雨警報」に変更
- ※6 令和8年5月下旬から、「高潮警報」は「レベル3高潮警報」に変更
- ※7 令和8年度出水期から、「記録的短時間大雨情報」は「気象防災速報（記録的短時間大雨）」

○県知事が水防警報を行う河川・避難判断水位到達情報を行う河川の既往最高水位の修正

3-2-9

■水防水位観測所（福津市域）

河川名	観測所名	位置	水位計種別	水位（m）								
				零点高	堤防高		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	既往最高	
					右岸	左岸					水位	年月日
西郷川	四角橋	福津市四角	レベルメーター	6.90	11.07	11.32	1.62	2.38	2.54	2.66	3.95	R7.8.10
八並川	田熊	宗像市東郷	レベルメーター	5.10			1.86	2.17	2.22	2.73	2.95	R7.8.10

■警報・注意報等の定義及び種類

	定 義	種 類
注意報	気象現象によって災害が起こるおそれのあるときに、二次細分区域単位で発表し、注意を呼びかける。関係行政機関、都道府県や市町村へ伝達されるほか、市町村や報道機関を通じて地域住民へ伝達される。	大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、強風注意報、風雪注意報、波浪注意報、高潮注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、なだれ注意報、着氷注意法、着雪注意報、融雪注意報、霜注意報、低温注意報
警報	気象現象によって重大な災害が起こるおそれのあるときに、二次細分区域単位で発表し、警戒を呼びかける。関係行政機関、都道府県や市町村へ伝達されるほか、市町村や報道機関を通じて地域住民へ伝達される。	大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報、波浪警報、高潮警報
記録的短時間大雨情報※7	県内で大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）以上が出現し、かつ、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに発表する。 福岡県の発表基準は、1時間 110 ミリ以上を観測又は解析したときである。	

※表から該当箇所を抜粋

■警報の基準

<input type="radio"/> 消防法の規定により、県知事から火災気象通報を受けたとき <input type="radio"/> 気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき
--

■水防水位観測所（福津市域）

河川名	観測所名	位置	水位計種別	水位（m）								
				零点高	堤防高		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	既往最高	
					右岸	左岸					水位	年月日
西郷川	四角橋	福津市四角	レベルメーター	6.90	11.07	11.32	1.62	2.38	2.54	2.66	3.00	H13.6.20
八並川	田熊	宗像市東郷	レベルメーター	5.10			1.86	2.17	2.22	2.73	2.85	H25.8.31

<p>3-2-11</p> <p>3-2-12</p> <p>3-3-1</p> <p>3-4-3</p>	<p>○新しい防災気象情報の注記を追加</p> <p>1 土砂災害警戒情報の目的及び内容</p> <p>福岡県と福岡管区気象台は、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援することや市民が自主避難の判断等に役立てることを目的とし、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第27条、気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第55条に基づき、土砂災害警戒情報を関係機関へ通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。</p> <p>なお、土砂災害警戒情報は警戒レベル4に相当する情報である。※1</p> <p>■発表・解除の基準</p> <table border="1" data-bbox="261 625 1368 850"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発表基準</td> <td>大雨警報（土砂災害）※2発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。 なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、福岡県と福岡管区気象台が基準の取扱いについて協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表から該当箇所を抜粋</p> <p>※1 令和8年5月下旬から、「土砂災害警戒情報」は「レベル4土砂災害危険警報」に変更</p> <p>※2 令和8年5月下旬から、「大雨警報（土砂災害）」は「レベル3土砂災害警報」に変更</p> <p>○雨量観測所における最大雨量の修正</p> <p>■雨量観測所</p> <table border="1" data-bbox="261 1161 1406 1339"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">観測所</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="2">最大日雨量</th> <th colspan="2">最大時間雨量</th> </tr> <tr> <th>mm</th> <th>年月日</th> <th>mm</th> <th>年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在自川</td> <td>福津市複合文化センター図書・歴史資料館</td> <td>テレメーター</td> <td>福津市津屋崎</td> <td>291.0</td> <td>R7.8.10</td> <td>62.0</td> <td>R7.8.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「人事秘書課長」を「広報秘書課長」に変更</p> <p>■記者発表の方法</p> <table border="1" data-bbox="261 1470 1389 1644"> <thead> <tr> <th>発表者</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長、副本部長 または 広報秘書課長</td> <td>○ 災害の種別、発生場所、日時、状況 ○ 災害応急対策の状況等</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	発表基準	大雨警報（土砂災害）※2発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。 なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、福岡県と福岡管区気象台が基準の取扱いについて協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。	河川名	観測所	種別	所在地	最大日雨量		最大時間雨量		mm	年月日	mm	年月日	在自川	福津市複合文化センター図書・歴史資料館	テレメーター	福津市津屋崎	291.0	R7.8.10	62.0	R7.8.9	発表者	内容	本部長、副本部長 または 広報秘書課長	○ 災害の種別、発生場所、日時、状況 ○ 災害応急対策の状況等	<p>1 土砂災害警戒情報の目的及び内容</p> <p>福岡県と福岡管区気象台は、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援することや市民が自主避難の判断等に役立てることを目的とし、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第27条、気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第55条に基づき、土砂災害警戒情報を関係機関へ通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。</p> <p>なお、土砂災害警戒情報は警戒レベル4に相当する情報である。</p> <p>■発表・解除の基準</p> <table border="1" data-bbox="1552 619 2659 850"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発表基準</td> <td>大雨警報（土砂災害）発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。 なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、福岡県と福岡管区気象台が基準の取扱いについて協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表から該当箇所を抜粋</p> <p>■雨量観測所</p> <table border="1" data-bbox="1552 1161 2697 1339"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">観測所</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="2">最大日雨量</th> <th colspan="2">最大時間雨量</th> </tr> <tr> <th>mm</th> <th>年月日</th> <th>mm</th> <th>年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在自川</td> <td>福津市複合文化センター図書・歴史資料館</td> <td>テレメーター</td> <td>福津市津屋崎</td> <td>130.0</td> <td>H24.7.14</td> <td>51.0</td> <td>H24.7.14</td> </tr> </tbody> </table> <p>■記者発表の方法</p> <table border="1" data-bbox="1552 1470 2680 1644"> <thead> <tr> <th>発表者</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長、副本部長 または 人事秘書課長</td> <td>○ 災害の種別、発生場所、日時、状況 ○ 災害応急対策の状況等</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	発表基準	大雨警報（土砂災害）発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。 なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、福岡県と福岡管区気象台が基準の取扱いについて協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。	河川名	観測所	種別	所在地	最大日雨量		最大時間雨量		mm	年月日	mm	年月日	在自川	福津市複合文化センター図書・歴史資料館	テレメーター	福津市津屋崎	130.0	H24.7.14	51.0	H24.7.14	発表者	内容	本部長、副本部長 または 人事秘書課長	○ 災害の種別、発生場所、日時、状況 ○ 災害応急対策の状況等
項目	基準																																																									
発表基準	大雨警報（土砂災害）※2発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。 なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、福岡県と福岡管区気象台が基準の取扱いについて協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。																																																									
河川名	観測所	種別	所在地	最大日雨量		最大時間雨量																																																				
				mm	年月日	mm	年月日																																																			
在自川	福津市複合文化センター図書・歴史資料館	テレメーター	福津市津屋崎	291.0	R7.8.10	62.0	R7.8.9																																																			
発表者	内容																																																									
本部長、副本部長 または 広報秘書課長	○ 災害の種別、発生場所、日時、状況 ○ 災害応急対策の状況等																																																									
項目	基準																																																									
発表基準	大雨警報（土砂災害）発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。 なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、福岡県と福岡管区気象台が基準の取扱いについて協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。																																																									
河川名	観測所	種別	所在地	最大日雨量		最大時間雨量																																																				
				mm	年月日	mm	年月日																																																			
在自川	福津市複合文化センター図書・歴史資料館	テレメーター	福津市津屋崎	130.0	H24.7.14	51.0	H24.7.14																																																			
発表者	内容																																																									
本部長、副本部長 または 人事秘書課長	○ 災害の種別、発生場所、日時、状況 ○ 災害応急対策の状況等																																																									

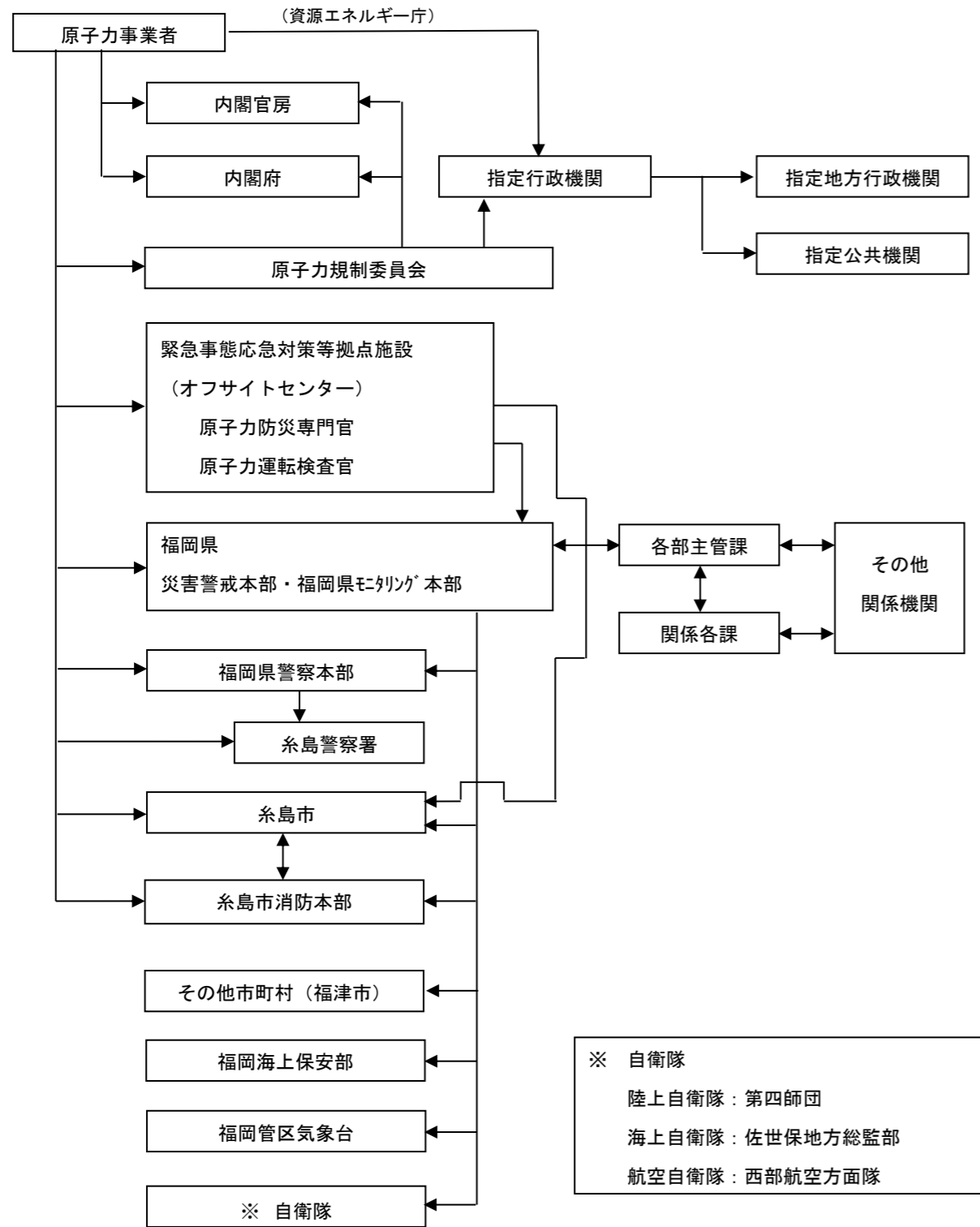
<p>3-10-4</p>	<p>○新しい防災気象情報の注記を追加</p> <p>■水害（洪水）の場合の発令基準</p> <table border="1" data-bbox="320 268 1448 940"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>河川名</th> <th>観測所</th> <th>判断基準</th> <th>情報発信区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td>西郷川</td> <td>四角橋</td> <td>洪水警報※が発表され、氾濫注意水位【四角橋 2.38m】に達し、河川の実績及び予測降雨を確認の上、さらに水位の上昇が予想されるとき ※令和8年5月下旬から、「洪水警報」は「レベル3大雨警報」に変更</td> <td rowspan="3">西郷川沿いの地域 （防災ハザードマップに記載している 洪水浸水想定区域）</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>西郷川</td> <td>四角橋</td> <td>避難判断水位【四角橋 2.54m】に達し、河川の実績及び予測降雨を確認の上、さらに水位の上昇が予想されるとき 西郷川の破堤につながるおそれのある前兆現象が発見されたとき ※令和8年5月下旬からは、冒頭に「レベル4大雨危険警報が発表され、」を加える。</td> </tr> <tr> <td>緊急安全確保</td> <td>西郷川</td> <td>四角橋</td> <td>氾濫危険水位【四角橋 2.66m】に達し、河川の実績及び予測降雨の状況から、さらに水位が上昇することが予想されるとき 西郷川の堤防決壊、または破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき</td> </tr> </tbody> </table>	区分	河川名	観測所	判断基準	情報発信区域	高齢者等避難	西郷川	四角橋	洪水警報※が発表され、氾濫注意水位【四角橋 2.38m】に達し、河川の実績及び予測降雨を確認の上、さらに水位の上昇が予想されるとき ※令和8年5月下旬から、「洪水警報」は「レベル3大雨警報」に変更	西郷川沿いの地域 （防災ハザードマップに記載している 洪水浸水想定区域）	避難指示	西郷川	四角橋	避難判断水位【四角橋 2.54m】に達し、河川の実績及び予測降雨を確認の上、さらに水位の上昇が予想されるとき 西郷川の破堤につながるおそれのある前兆現象が発見されたとき ※令和8年5月下旬からは、冒頭に「レベル4大雨危険警報が発表され、」を加える。	緊急安全確保	西郷川	四角橋	氾濫危険水位【四角橋 2.66m】に達し、河川の実績及び予測降雨の状況から、さらに水位が上昇することが予想されるとき 西郷川の堤防決壊、または破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき	<p>■水害（洪水）の場合の発令基準</p> <table border="1" data-bbox="1611 268 2739 940"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>河川名</th> <th>観測所</th> <th>判断基準</th> <th>情報発信区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td>西郷川</td> <td>四角橋</td> <td>洪水警報が発表され、氾濫注意水位【四角橋 2.38m】に達し、河川の実績及び予測降雨を確認の上、さらに水位の上昇が予想されるとき</td> <td rowspan="3">西郷川沿いの地域 （防災ハザードマップに記載している 洪水浸水想定区域）</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>西郷川</td> <td>四角橋</td> <td>避難判断水位【四角橋 2.54m】に達し、河川の実績及び予測降雨を確認の上、さらに水位の上昇が予想されるとき 西郷川の破堤につながるおそれのある前兆現象が発見されたとき</td> </tr> <tr> <td>緊急安全確保</td> <td>西郷川</td> <td>四角橋</td> <td>氾濫危険水位【四角橋 2.66m】に達し、河川の実績及び予測降雨の状況から、さらに水位が上昇することが予想されるとき 西郷川の堤防決壊、または破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき</td> </tr> </tbody> </table>	区分	河川名	観測所	判断基準	情報発信区域	高齢者等避難	西郷川	四角橋	洪水警報が発表され、氾濫注意水位【四角橋 2.38m】に達し、河川の実績及び予測降雨を確認の上、さらに水位の上昇が予想されるとき	西郷川沿いの地域 （防災ハザードマップに記載している 洪水浸水想定区域）	避難指示	西郷川	四角橋	避難判断水位【四角橋 2.54m】に達し、河川の実績及び予測降雨を確認の上、さらに水位の上昇が予想されるとき 西郷川の破堤につながるおそれのある前兆現象が発見されたとき	緊急安全確保	西郷川	四角橋	氾濫危険水位【四角橋 2.66m】に達し、河川の実績及び予測降雨の状況から、さらに水位が上昇することが予想されるとき 西郷川の堤防決壊、または破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき
区分	河川名	観測所	判断基準	情報発信区域																																		
高齢者等避難	西郷川	四角橋	洪水警報※が発表され、氾濫注意水位【四角橋 2.38m】に達し、河川の実績及び予測降雨を確認の上、さらに水位の上昇が予想されるとき ※令和8年5月下旬から、「洪水警報」は「レベル3大雨警報」に変更	西郷川沿いの地域 （防災ハザードマップに記載している 洪水浸水想定区域）																																		
避難指示	西郷川	四角橋	避難判断水位【四角橋 2.54m】に達し、河川の実績及び予測降雨を確認の上、さらに水位の上昇が予想されるとき 西郷川の破堤につながるおそれのある前兆現象が発見されたとき ※令和8年5月下旬からは、冒頭に「レベル4大雨危険警報が発表され、」を加える。																																			
緊急安全確保	西郷川	四角橋	氾濫危険水位【四角橋 2.66m】に達し、河川の実績及び予測降雨の状況から、さらに水位が上昇することが予想されるとき 西郷川の堤防決壊、または破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき																																			
区分	河川名	観測所	判断基準	情報発信区域																																		
高齢者等避難	西郷川	四角橋	洪水警報が発表され、氾濫注意水位【四角橋 2.38m】に達し、河川の実績及び予測降雨を確認の上、さらに水位の上昇が予想されるとき	西郷川沿いの地域 （防災ハザードマップに記載している 洪水浸水想定区域）																																		
避難指示	西郷川	四角橋	避難判断水位【四角橋 2.54m】に達し、河川の実績及び予測降雨を確認の上、さらに水位の上昇が予想されるとき 西郷川の破堤につながるおそれのある前兆現象が発見されたとき																																			
緊急安全確保	西郷川	四角橋	氾濫危険水位【四角橋 2.66m】に達し、河川の実績及び予測降雨の状況から、さらに水位が上昇することが予想されるとき 西郷川の堤防決壊、または破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき																																			
<p>3-10-5</p>	<p>■土砂災害における発令基準</p> <p>(1) 発令対象区域</p> <p>発令対象区域は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域とする。</p> <p>ただし、「大雨注意報※1」、「大雨警報（土砂災害）※2」及び「土砂災害警戒情報※3」は市町村単位で発表されるため、市町村は、土砂災害警戒情報を補足する情報と、それを補足する土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を参照し、避難指示等の発令対象区域を決定する。</p>	<p>(1) 発令対象区域</p> <p>発令対象区域は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域とする。</p> <p>ただし、「大雨注意報」、「大雨警報（土砂災害）」及び「土砂災害警戒情報」は市町村単位で発表されるため、市町村は、土砂災害警戒情報を補足する情報と、それを補足する土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を参照し、避難指示等の発令対象区域を決定する。</p>																																				
<p>3-10-7</p>	<p>※1 令和8年5月下旬から、「大雨注意報」は「レベル2土砂災害注意報」に変更</p> <p>※2 令和8年5月下旬から、「大雨警報（土砂災害）」は「レベル3土砂災害警報」に変更</p> <p>※3 令和8年5月下旬から、「土砂災害警戒情報」は「レベル4土砂災害危険警報」に変更</p>																																					
<p>4-1-1 ～ 4-1-5</p>	<p>○「防災安全課」を「危機管理課」に変更</p>																																					

	<p>○「総務部長」を「総務部人事・危機管理担当部長」に変更</p>																									
<p>4-1-1</p>	<p>■配備基準【地震災害】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備</th> <th>配備基準</th> <th>活動内容</th> <th>配備要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内で震度3の地震が発生したとき ○ 市域沿岸に津波注意報が発表されたとき ○ その他危機管理課長が必要と認めるとき </td> <td>・待機</td> <td>危機管理課 〔防災担当職員〕</td> </tr> <tr> <td>警戒配備 (警戒本部)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内で震度4の地震が発生したとき ○ 市域沿岸に津波警報が発令されたとき ○ その他総務部人事・危機管理担当部長が必要と認めるとき </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・待機 ・被害情報の収集 ・被害状況等の確認 </td> <td> 警戒本部全員 危機管理課 ※課室局長は必要に応じ 配備担当職員を招集 ※消防団 </td> </tr> </tbody> </table>	配備	配備基準	活動内容	配備要員	注意配備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内で震度3の地震が発生したとき ○ 市域沿岸に津波注意報が発表されたとき ○ その他危機管理課長が必要と認めるとき 	・待機	危機管理課 〔防災担当職員〕	警戒配備 (警戒本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内で震度4の地震が発生したとき ○ 市域沿岸に津波警報が発令されたとき ○ その他総務部人事・危機管理担当部長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・待機 ・被害情報の収集 ・被害状況等の確認 	警戒本部全員 危機管理課 ※課室局長は必要に応じ 配備担当職員を招集 ※消防団	<p>■配備基準【地震災害】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備</th> <th>配備基準</th> <th>活動内容</th> <th>配備要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内で震度3の地震が発生したとき ○ 市域沿岸に津波注意報が発表されたとき ○ その他防災安全課長が必要と認めるとき </td> <td>・待機</td> <td>防災安全課 〔防災担当職員〕</td> </tr> <tr> <td>警戒配備 (警戒本部)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内で震度4の地震が発生したとき ○ 市域沿岸に津波警報が発令されたとき ○ その他総務部長が必要と認めるとき </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・待機 ・被害情報の収集 ・被害状況等の確認 </td> <td> 警戒本部全員 防災安全課 ※課室局長は必要に応じ 配備担当職員を招集 ※消防団 </td> </tr> </tbody> </table>	配備	配備基準	活動内容	配備要員	注意配備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内で震度3の地震が発生したとき ○ 市域沿岸に津波注意報が発表されたとき ○ その他防災安全課長が必要と認めるとき 	・待機	防災安全課 〔防災担当職員〕	警戒配備 (警戒本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内で震度4の地震が発生したとき ○ 市域沿岸に津波警報が発令されたとき ○ その他総務部長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・待機 ・被害情報の収集 ・被害状況等の確認 	警戒本部全員 防災安全課 ※課室局長は必要に応じ 配備担当職員を招集 ※消防団
配備	配備基準	活動内容	配備要員																							
注意配備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内で震度3の地震が発生したとき ○ 市域沿岸に津波注意報が発表されたとき ○ その他危機管理課長が必要と認めるとき 	・待機	危機管理課 〔防災担当職員〕																							
警戒配備 (警戒本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内で震度4の地震が発生したとき ○ 市域沿岸に津波警報が発令されたとき ○ その他総務部人事・危機管理担当部長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・待機 ・被害情報の収集 ・被害状況等の確認 	警戒本部全員 危機管理課 ※課室局長は必要に応じ 配備担当職員を招集 ※消防団																							
配備	配備基準	活動内容	配備要員																							
注意配備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内で震度3の地震が発生したとき ○ 市域沿岸に津波注意報が発表されたとき ○ その他防災安全課長が必要と認めるとき 	・待機	防災安全課 〔防災担当職員〕																							
警戒配備 (警戒本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内で震度4の地震が発生したとき ○ 市域沿岸に津波警報が発令されたとき ○ その他総務部長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・待機 ・被害情報の収集 ・被害状況等の確認 	警戒本部全員 防災安全課 ※課室局長は必要に応じ 配備担当職員を招集 ※消防団																							
<p>4-1-2</p>	<p>■動員指令の系統</p> <p>■参集報告の系統</p>	<p>■動員指令の系統</p> <p>■参集報告の系統</p>																								

5-6-4

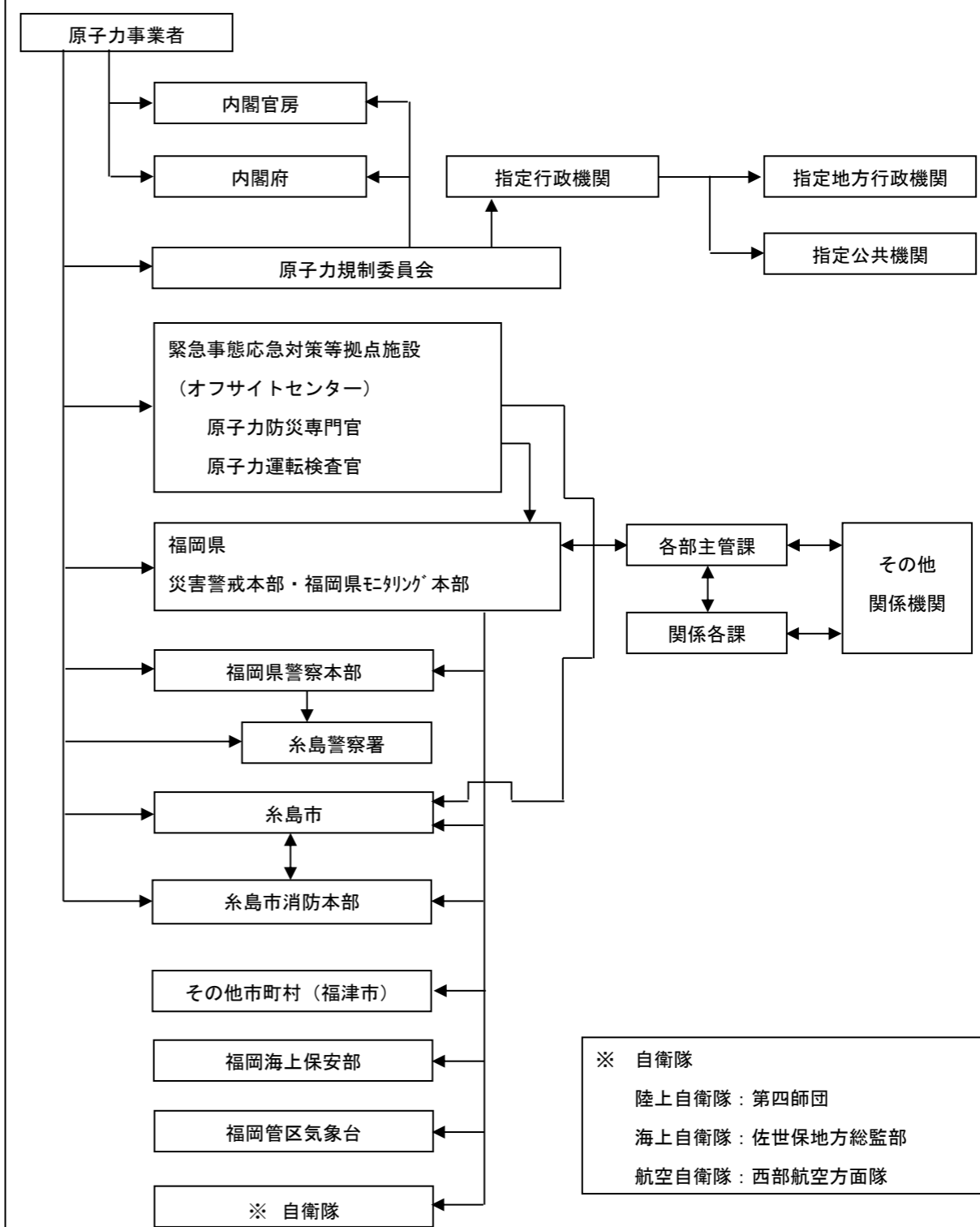
○福岡県地域防災計画 原子力災害対策編(令和7年9月修正)にあわせて図を修正

■情報収集事態及び警戒事態発生時の情報伝達経路

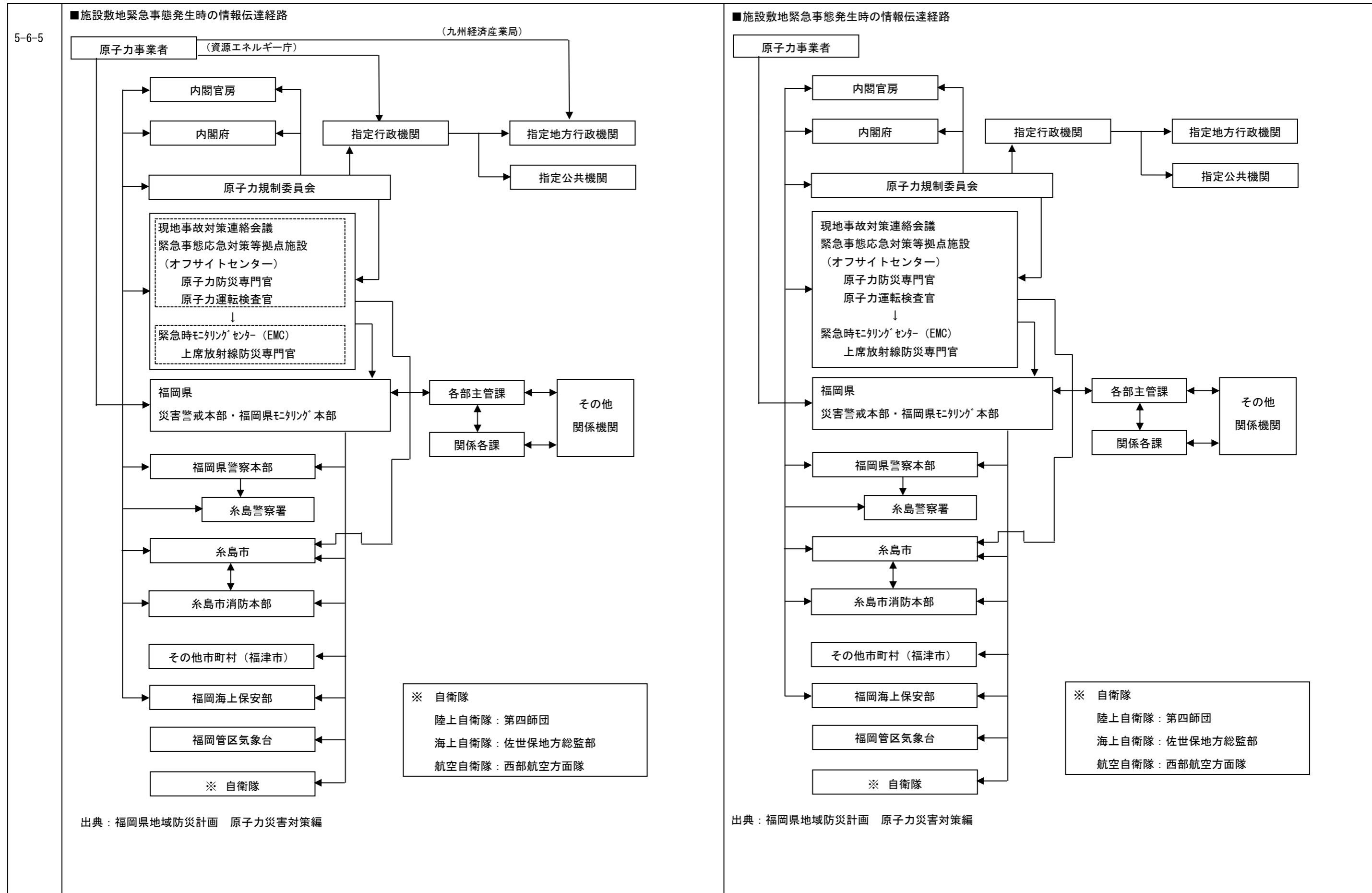


出典：福岡県地域防災計画 原子力災害対策編

■情報収集事態及び警戒事態発生時の情報伝達経路

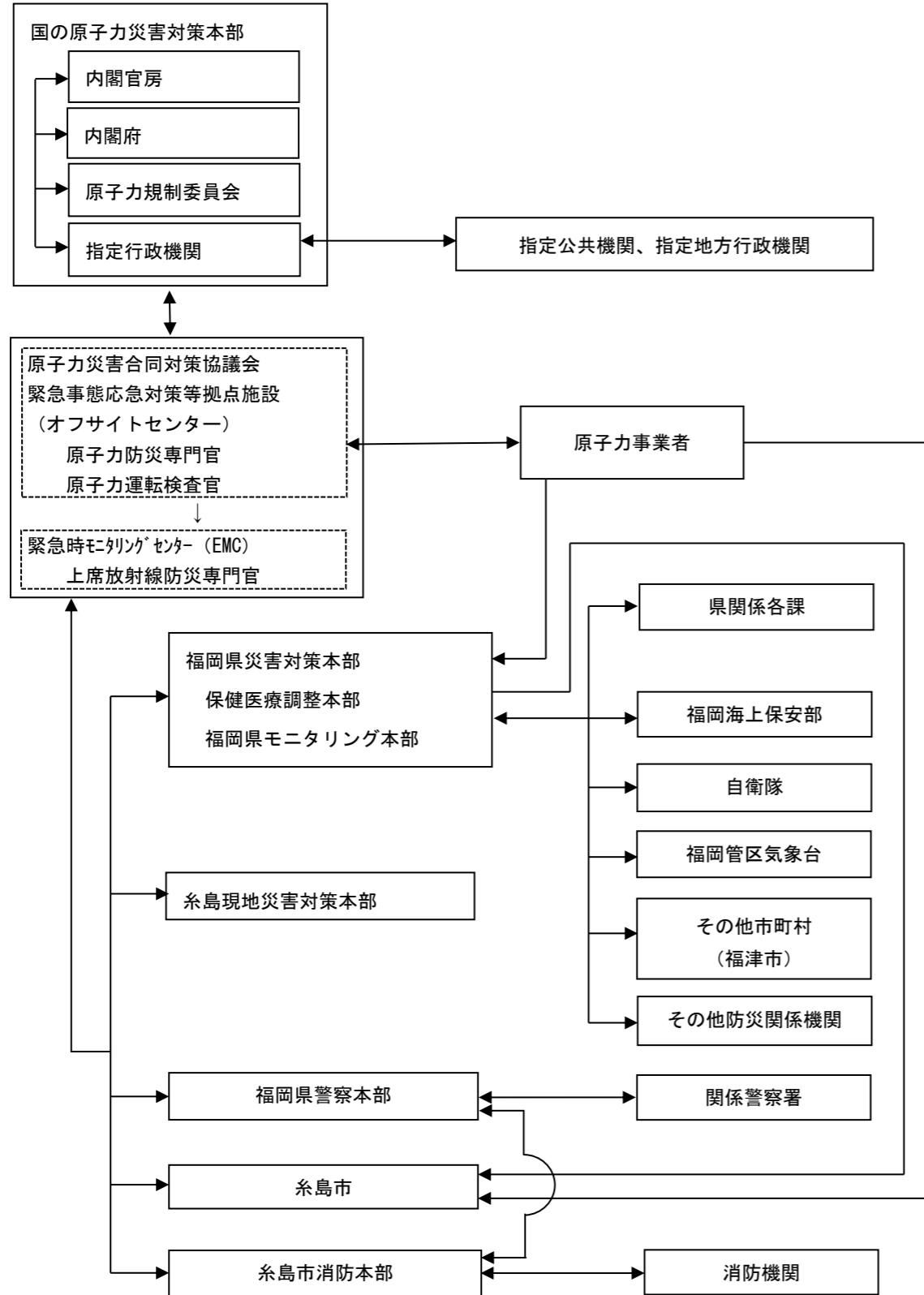


出典：福岡県地域防災計画 原子力災害対策編



5-6-6

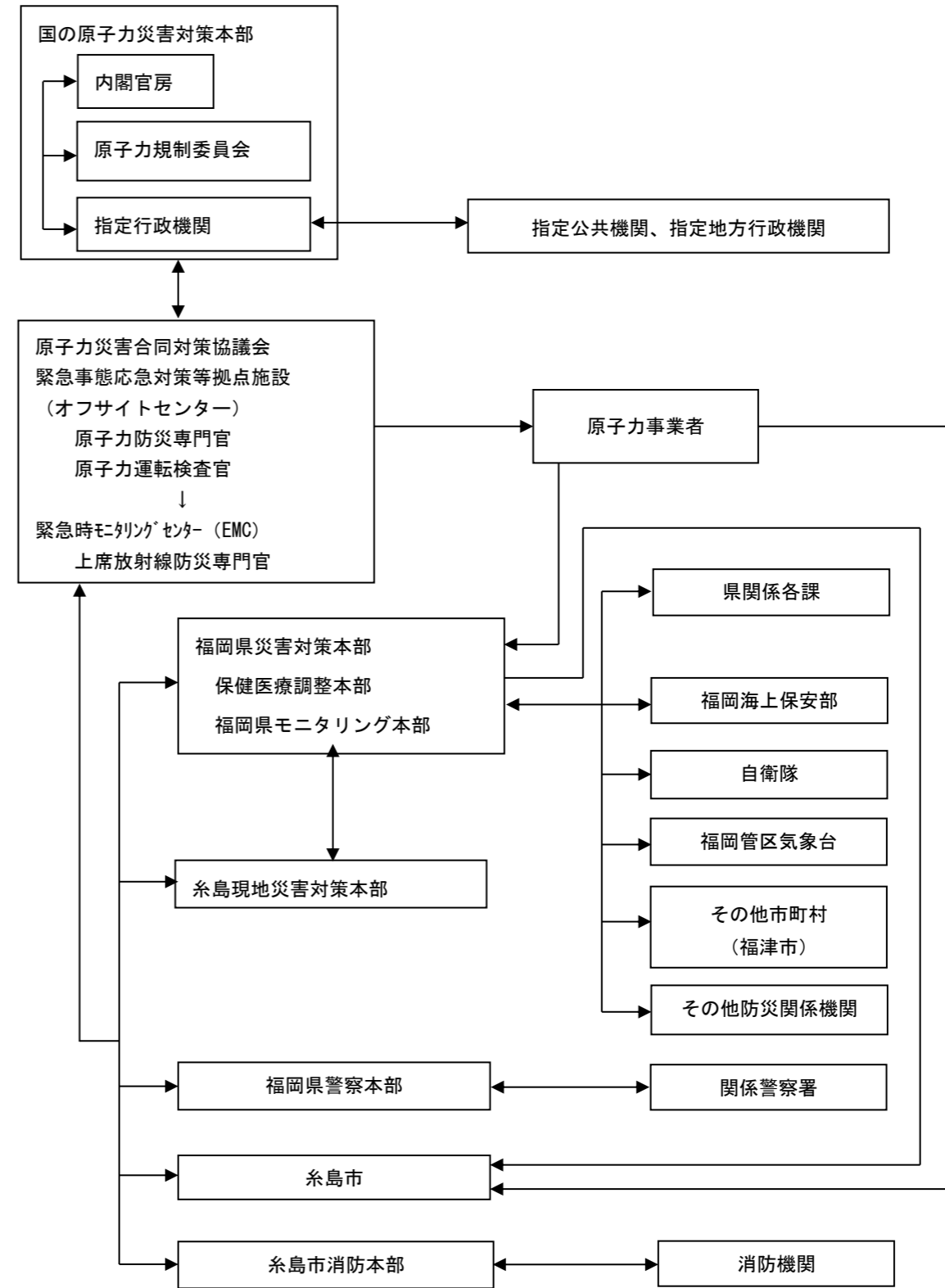
■全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発出された後の情報伝達経路



注) 緊急事態宣言発出前に県災害対策本部等が設置された場合もこれに準じる。

(資料: 福岡県地域防災計画 原子力災害対策編)

■全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発出された後の情報伝達経路



注) 緊急事態宣言発出前に県災害対策本部等が設置された場合もこれに準じる。

(資料: 福岡県地域防災計画 原子力災害対策編)

	<p>■軽微な修正（修正済みの報告）</p> <p>1-1-3 ○指定年の記載誤りによる修正 福岡県においては、災害対策基本法の改正や防災基本計画の修正に基づき、平成30年5月、令和2年3月、令和3年9月に福岡県地域防災計画を修正し、公表した。また、高潮浸水想定区域を指定（本市域：平成30年3月指定）するとともに、洪水予報河川や水位周知河川の洪水浸水想定区域を指定（本市域：八並川（平成30年4月指定）、西郷川（平成31年3月指定）が該当）、洪水予報河川や水位周知河川以外の河川の浸水想定区域を指定（本市域：大内川（令和4年5月指定）、本木川（令和4年5月指定）、手光今川（令和4年5月指定）が該当）した。</p> <p>1-4-4 ○指定年の記載誤りによる修正 また、福岡県は水防法の改正（平成27年5月）に基づき、洪水予報河川や水位周知河川、洪水予報河川や水位周知河川以外の想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水する範囲や浸水深を示した洪水浸水想定区域を指定した。本市域では水位周知河川として八並川（平成30年4月指定）、西郷川（平成31年3月指定）、洪水予報河川や水位周知河川以外の河川として大内川（令和4年5月指定）、本木川（令和4年5月指定）、手光今川（令和4年5月指定）が該当する。</p>	<p>福岡県においては、災害対策基本法の改正や防災基本計画の修正に基づき、平成30年5月、令和2年3月、令和3年9月に福岡県地域防災計画を修正し、公表した。また、高潮浸水想定区域を指定（本市域：平成30年3月指定）するとともに、洪水予報河川や水位周知河川の洪水浸水想定区域を指定（本市域：八並川（平成30年4月指定）、西郷川（平成31年3月指定）が該当）、洪水予報河川や水位周知河川以外の河川の浸水想定区域を指定（本市域：大内川（令和3年5月指定）、本木川（令和3年5月指定）、手光今川（令和4年5月指定）が該当）した。</p> <p>また、福岡県は水防法の改正（平成27年5月）に基づき、洪水予報河川や水位周知河川、洪水予報河川や水位周知河川以外の想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水する範囲や浸水深を示した洪水浸水想定区域を指定した。本市域では水位周知河川として八並川（平成30年4月指定）、西郷川（平成31年3月指定）、洪水予報河川や水位周知河川以外の河川として大内川（令和3年5月指定）、本木川（令和3年5月指定）、手光今川（令和4年5月指定）が該当する。</p>
--	--	---